

子育て支援住宅申込みしおり

〔募集して申込みがなかった住宅〕

① 《 申込み受付開始日等 》

1. 申込開始日 令和5年3月1日（水）より
2. 申込受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日、祝日を除く。）
3. 申込場所 福島市役所住宅政策課（福島市五老内町3番1号）

② 《 募集住戸一覧 》

抽選で申込みのなかった住宅を募集します。なお、「新規」の表記がある住宅については、申込みの受付開始が令和5年3月1日となります。

団地名	住戸番号	所在地	階数	EV	建設年度/構造	間取/規模	小学校	中学校	新規
入江町	3-22	入江町2-63	2	有	H8 / 7階建 鉄筋コンクリート	(6/6/6/LDK) 住戸面積77.9㎡	三小	三中	
入江町	3-23	入江町2-63	2	有	H8 / 7階建 鉄筋コンクリート	(6/6/6/LDK) 住戸面積77.9㎡	三小	三中	○
入江町	3-33	入江町2-63	3	有	H8 / 7階建 鉄筋コンクリート	(6/6/6/LDK) 住戸面積77.9㎡	三小	三中	○
入江町	3-42	入江町2-63	4	有	H8 / 7階建 鉄筋コンクリート	(6/6/6/LDK) 住戸面積77.9㎡	三小	三中	○
所窪	4-34	所窪1-1	3	有	H元 / 6階建 鉄骨	(6/6/6/LDK) 住戸面積75.8㎡	三小	二中	
野田町	1-94	野田町四丁目5-15	9	有	H7 / 10階建 鉄筋コンクリート	(6/6/6/LDK) 住戸面積76.3㎡	三河台小 (森合小)	岳陽中 (四中)	○
野田町	1-101	野田町四丁目5-15	10	有	H7 / 10階建 鉄筋コンクリート	(6/6/6/LDK) 住戸面積76.3㎡	三河台小 (森合小)	岳陽中 (四中)	○

※ ガス … 都市ガス、トイレ … 水洗

※ 駐車場 … 1世帯1区画のみ。月額2,300円

スペースが限られているため、車の大きさに制限(長さ4.9m、幅1.8m以内)があります。

※ 団地ごとに「自治会」を入居者の皆様に組織していただいております。共同での清掃活動や別途自治会費(町内会費、エレベーター・階段灯・共同水栓などの共益費)がかかります。

※ 抽選会后、入居予定者(補欠入居者含む)が入居を辞退した住宅については、その都度随時募集住宅としますので、最新の募集住宅は住宅政策課までお問い合わせください。

③ 《 家賃（入居者負担額） 》

団地名	世帯の所得月額	月額家賃 (入居者負担額)
入江町団地	0円～158,000円	46,000円
	158,001円～487,000	52,000円
所窪団地	0円～158,000円	41,000円
	158,001円～487,000	47,000円
野田町団地	0円～158,000円	46,000円
	158,001円～487,000	52,000円

- ※1. 同居するお子様が18歳に達した場合又は転居等で世帯員より外れる場合は、入居する団地ごとに福島市営住宅等条例で定める特別市営住宅の家賃を徴収します。
- ※2. 子育て支援住宅の入居者に負担していただく家賃は市場家賃から世帯の所得に応じて減額した家賃となります。そのため、入居された場合は毎年、所得の分かる書類（所得課税証明書等）を添付して、減額申請をしていただくようになります。
減額申請がなされない場合は、市場家賃相当額をお支払いただくようになります。

④ 《 入居資格 》 ※次の資格条件を全て満たすことが必要です。

1. 入居申込時点で同居し、又は同居しようとする親族に18歳未満の子どもがいる世帯であること。
2. 世帯の合計所得額が月額48万7千円以下であること。
3. 市町村税の滞納がないこと。
4. 自ら居住するために住宅を必要とする者であること。
5. 過去に市営住宅等に入居したことがある方は、その時の家賃等の債務がないこと。
6. 過去10年以内に市営住宅を退去させられたことがないこと。
7. 入居許可を受けた場合は、規定の敷金、家賃及び駐車場使用料を納入し、保証能力のある連帯保証人1名が得られること。
(入居手続き時に、連帯保証人の印鑑証明書・納税証明書が必要になります。)
8. 暴力団員でないこと。

収入基準

子育て支援住宅に入居できる収入基準は、

世帯合計所得月額 0円 ～ 487,000円以下の世帯 です。

入居しようとする世帯で収入のある全世帯員の所得額の合計が世帯の所得となります。

<計算方法>

$$\text{所得月額} = \frac{\text{給与所得控除後の金額} - [\text{扶養控除} (38\text{万円} \times \text{扶養親族数}) + \text{特別控除}]}{12}$$

(世帯構成によって控除額が増える場合があります)

※入居資格に該当しない世帯は申込みできません。必ず申込み前に住宅政策課の窓口（電話でも可）で入居資格を満たしているか確認を受けてください。

⑤ 《 申 込 み 方 法 》

1. 入居申込書に必要書類を添付し、住宅政策課窓口にご持参ください。
(郵送での申込みはできません。)
2. 必要書類については、申込み前に必ず住宅政策課にご確認ください。
※書類に不備があると申込みを受付することができません。
※募集住宅への申込み状況については、住宅政策課へお問い合わせください。

⑥ 《 入居予定者決定方法 》

申込み資格及び必要書類が整った方から申込み順に入居予定者を決定します。

ただし、受付開始日午前8時40分までに申込者が複数いる場合または同時刻に申込者が複数いる場合は、クジによる抽選を行います。

入居予定者が決定した場合は受付を終了しますので、入居辞退されることのないよう、お申込みください。

⑦ 《 申 込 み に 必 要 な 書 類 》

世帯の状況等によって異なりますので、別紙「子育て支援住宅申込みに必要な書類」を確認のうえ、揃えていただくようになります。

⑧ 《 入 居 手 続 き 》

入居申込み後、住宅政策課で書類審査を行い、結果を電話で連絡します。
入居を許可された方は、許可日より10日以内に次の手続きを完了してください。
手続き完了後、鍵をお渡しします。

1. 連帯保証人が連署する請書・誓約書の提出
2. 連帯保証人の「覚書」の提出
3. 連帯保証人1名の「印鑑証明書」及び「納税証明書」の提出
4. 敷金の納入・・・入居時の家賃の2カ月分
5. 家賃の納入・・・入居手続きが完了した日より入居月末日までの日割り金額
(駐車場を使用される場合は、駐車場使用料の日割り金額も併せて納入)

⑨ 《 入 居 》

上記の入居手続き完了の日から15日以内に入居してください。
入居後、14日以内に新しい住所地の住民票(世帯全員)を提出してください。

⑩ 《 申 込 み に あ た っ て の 注 意 事 項 》

1. 必ずご本人又は同居される方がお申し込みください。
2. 浴室には、浴槽・風呂釜はありません。自己負担で購入(リース可)していただきます。
(入江町団地はリース先が決まっています。)
3. 照明、ガスコンロ、エアコン、網戸、瞬間湯沸器等の設備はありません。入居者の方に準備していただきます。
4. 入居以降の磨耗・劣化などによる軽微な修繕は自己負担となります。
(自己負担の例：コンセントの修理、排水管等の清掃、水道のパッキン交換など)

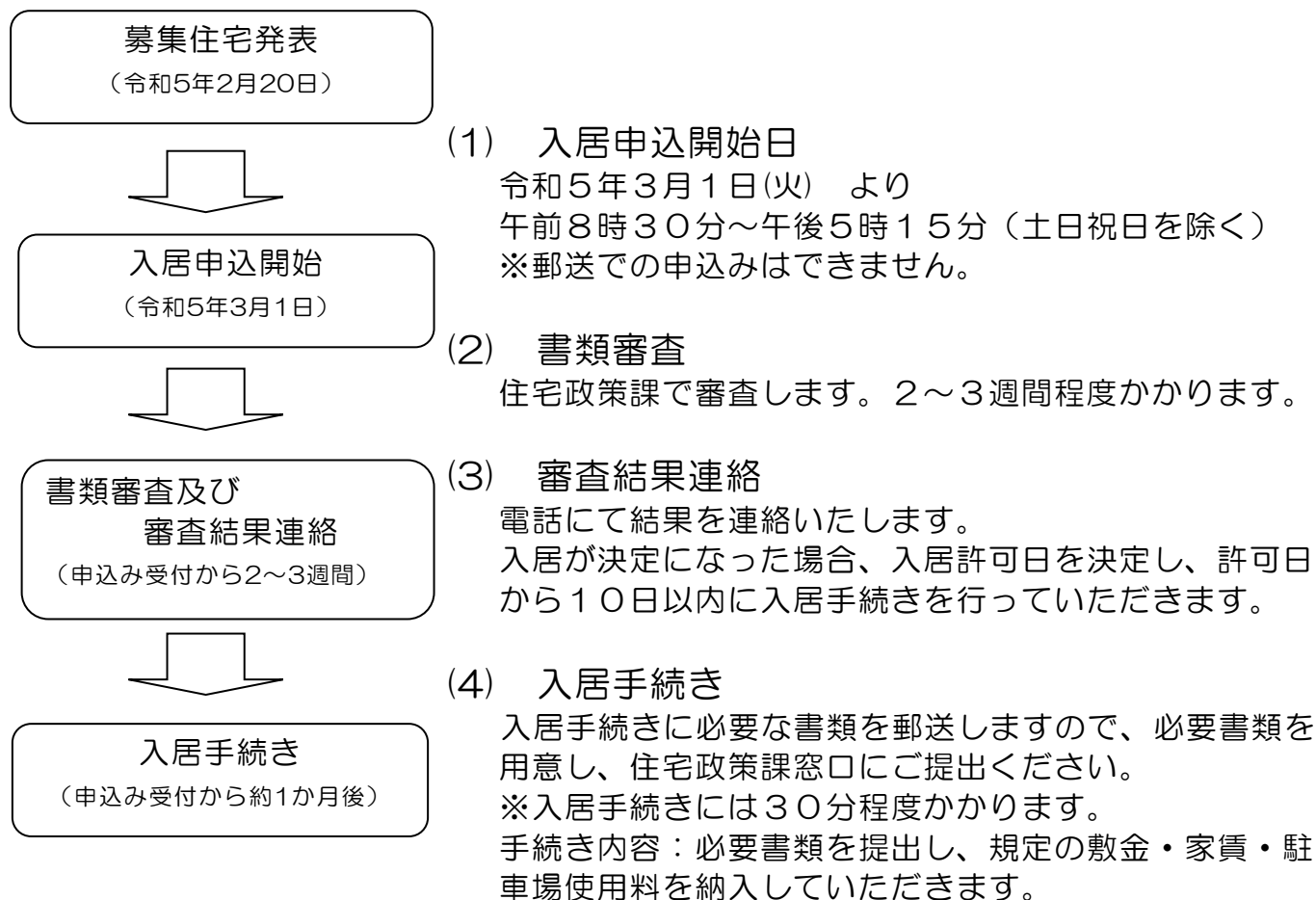
⑪ 《 入 居 に あ た っ て の 注 意 事 項 》

1. 子育て支援住宅は共同住宅であり、皆さんに明るく住み良い団地生活を送っていただくため、各団地に自治会や駐車場管理会が組織されています。入居後は各組織に加入いただきますようお願いいたします。また、自治会費(共益費)の負担もあります。
2. 犬、猫、その他の動物の飼育(餌付けを含む)はできません。(盲導犬を除く)

⑫ 《 退 去 に つ い て 》

退去する際は、畳の表替え・襖の張り替え・鍵を3本揃える・その他指示された修繕を行っていただきます。

⑬ 《 入居申込みから入居までのスケジュール 》



～子育て支援住宅～

地域の実情に合わせて居住の安定が必要な世帯に対し良好な賃貸住宅を供給する「地域優良賃貸住宅制度」を活用し、国の助成を受けて管理する公的な賃貸住宅です。

福島市では、安心して子育てができるよう、広い間取りの住宅の家賃を世帯の所得額に応じて減額し、比較的中心市街地に近い団地の部屋を改修して提供します。

お問い合わせ

福島市役所住宅政策課市営住宅係 TEL024-535-1111

(内線4174～4176)

024-525-3757 (直通)